

平成 23 年

第 3 回市議会定例会 議案第 8 号

函館市立病院条例の一部改正について

函館市立病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 9 月 6 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市立病院条例の一部を改正する条例

函館市立病院条例（平成 16 年函館市条例第 95 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

予防接種料	三種混合		1 回につき	3, 895 円
	二種混合			2, 717 円
	麻疹 ^{しん}			5, 200 円
	風疹 ^{しん}			5, 294 円
	BCG			1, 518 円
	日本脳炎	初回		4, 680 円
		2 回目以降		2, 850 円
	流行性耳下腺炎			5, 250 円
	水痘			6, 550 円
	インフルエンザ			1, 990 円

を

予防接種料	1 回につき	1 点の単価を 10 円として算定方法等（点数の加算に係るものを除く。）を準用
-------	--------	---

		することにより算定 した額に使用薬剤（ 算定方法等に規定す るものを除く。）等 の実費額を加えた額	に
--	--	---	---

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

予防接種料を定額からワクチンの実費等に基づき算定した額に改めるため